



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月1日金曜日 第488号

◇ 目 次 ◇

土地改良事業の工事完了の届出.....(農地整備課).....84
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....(都市計画課).....84
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....(会計課).....84
 土地改良区の定款変更の認可.....(南予地方局農村整備課).....84
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....(南予地方局大洲土木事務所).....85
 道路の供用開始(県道小田河辺大洲線).....(").....85

公 告

技能検定の実施(前期).....(労政雇用課).....85
 技能検定の実施(随時).....(").....86
 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....(建築住宅課).....87

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表(3件).....(監査事務局).....87
 住民監査請求に係る監査結果公表.....(").....91

人事委員会公告

令和6年度愛媛県職員採用候補者(上級)〔アピール型〕試験公告.....(人事委員会事務局).....97
 令和6年度愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験公告.....(")... 101

告 示

○愛媛県告示第140号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	北方東谷地区(東温市)	令和6年1月31日

○愛媛県告示第141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月1日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第142号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

令和6年3月1日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第13号	宇和島市津島町嵐番外23番地2	愛媛県漁業協同組合 下灘支所	宇和島市津島町嵐番外23番地2	令和6年1月31日
御第14号	南宇和郡愛南町御荘平城3269番地 南宇和高等学校内	南宇和高等学校 P . T . A	南宇和郡愛南町御荘平城3269番地 南宇和高等学校内	令和6年3月8日

○愛媛県告示第143号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、

西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年3月1日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

○愛媛県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂887番2から 同町山鳥坂375番1地先まで	旧	メートル 7.6~13.3	キロメートル 0.118	
			新	7.6~13.3	0.118	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂887番2から 同町山鳥坂214番2まで				
			新	8.2~46.0	0.193	

○愛媛県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂887番2から 同町山鳥坂289番2まで	令和6年3月3日 15:00

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和6年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理（2級に限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工、ワイヤ放電加工及びレーザー加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備（2級に限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、石材施工（石張り及び石積みに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	1級及び2級
造園、鑄造、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和6年6月6日(木)から9月8日(日)までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鋳造、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	3 級	令和6年7月14日(日)
造園、金属熱処理（2級に限る。）、金属プレス加工、産業車両整備（2級に限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	1 級及び2 級	令和6年8月18日(日)
金属熱処理	3 級	
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、左官、畳製作及び内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、	1 級及び2 級	令和6年8月25日(日)
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工、ワイヤ放電加工及びレーザー加工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、石材施工（石張り及び石積みに係るものに限る。）、酒造、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装（壁装に係るものに限る）及びフラワー装飾	1 級及び2 級	令和6年9月1日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

令和6年4月3日(水)から16日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市大可賀2丁目1-28 アイテムえひめ内

愛媛県職業能力開発協会

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和6年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、印刷、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び鋼橋塗装に係るものに限る。）及び工業包装	2 級
さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形及びブロー成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装	3 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

基礎級

注1 2級の試験については、当該職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。

2 3級の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市大可賀2丁目1-28 アイテムえひめ内

愛媛県職業能力開発協会

○公告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和6年7月7日（日）午前10時10分から
午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和6年9月15日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和6年7月28日（日）午前10時10分から
午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和6年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

3 受験申込手続

令和6年4月1日（月）午前10時から15日（月）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合は、同月8日（月）までに同センター本部に申し出ること。

4 建築設計製図の課題

令和6年6月12日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

5 学科の試験の合格通知

令和6年8月26日（月）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

令和6年12月5日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。

監査公表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月1日

愛媛県監査委員 高橋正浩
 同 大西誠
 同 高田健司
 同 松下行吉

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日								
学 校 法 人 東 雲 学 園		令和5年11月29日								
学 校 法 人 木 の 実 学 園		"			学校法人 木 の 実 学 園	令和4年度 愛媛県私立 幼稚園等子 育て総合支 援事業補助 金	松山東雲短期大 学附属幼稚園の 預かり保育、子 育て支援事業等	7, 193,184円	1, 460,000円	
学 校 法 人 玉 津 学 園		"			学校法人 木 の 実 学 園	令和4年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	木の実幼稚園の 運営費	156, 805,987円	63, 268,000円	
大 洲 商 工 会 議 所		"			"	令和4年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金(幼 稚園等特別 支援教育費 補助)	木の実幼稚園の 障がい児の教 育に要する経費	32, 680,520円	18, 032,000円	
西 条 市 氷 見 土 地 改 良 区		"			"	令和4年度 愛媛県私立 幼稚園等子 育て総合支 援事業補助 金	木の実幼稚園の 預かり保育、子 育て支援事業等	5, 317,198円	1, 360,000円	
久 万 広 域 森 林 組 合		"			学校法人 玉 津 学 園	令和4年度 愛媛県私立 幼稚園等子 育て総合支 援事業補助 金	玉津学園の預か り保育、子育て 支援事業等	1, 310,000円	1, 310,000円	
えひめ南予きずな博実行委員会		"			"	令和4年度 愛媛県私立 学校施設耐 震改築促進 事業費補助 金	校舎、屋内運動 場等の耐震改築 に関する事業	83, 968,000円	13, 994,000円	
サイクリングしまなみ2022実行委員会		"			大洲商工会議所	令和4年度 小規模事業 経営支援事 業費補助金	小規模事業者の 経営及び技術の 発展を図る事業	49, 124,751円	40, 732,359円	
愛媛県中小企業団体中央会		"			西条市氷見土地 改良区	令和4年度 農業経営高 度化支援事 業補助金 (農業経営 高度化促進 事業)	中心経営体への 農地の集積・集 約化を促進する 事業	116, 788,000円	116, 788,000円	
株式会社宇和島プロジェクト		"			久万広域森林組 合	令和4年度 造林事業補 助金	森林環境保全直 接支援事業	551, 101,030円	220, 440,412円	
株式会社さんえい		"			"	令和4年度 未整備森林 再生事業費 補助金	森林作業道改良	2, 173,600円	2, 173,600円	
瀬戸内運輸株式会社		"			"	令和4年度 県産大径材 生産促進事 業費補助金	生産基盤整備支 援、サブライチ ェーン構築支援	3, 397,771円	2, 218,000円	
愛媛・韓国経済観光交流推進協議会		"			えひめ南予きず な博実行委員会	令和4年度 えひめ南予 きずな博実 行委員会負 担金	えひめ南予きず な博の実施	203, 707,206円	97, 071,500円	
学校法人河原学園		"			サイクリングし まなみ2022実行 委員会	しまなみ海 道・国際サイ クリング大 会実施事 業負担金	サイクリングし まなみ2022実行 委員会運営費	418, 359,616円	66, 153,000円	
西 条 市		"			愛媛県中小企業 団体中央会	令和4年度 愛媛県中小 企業団体中 央会補助金	愛媛県中小企業 団体中央会の運 営費	137, 214,021円	122, 831,377円	
松 山 市		"			株式会社 宇和島プロジェ クト	令和4年度 愛媛県産業 DX化フラ グシップモ デル創出事 業費補助金	県内中小企業が 取り組むDXの 先行事例となり うる事業	20, 562,461円	13, 705,000円	
松 前 町		"								
公立大学法人愛媛県立医療技術大学		令和5年12月19日								
公益財団法人えひめ産業振興財団		"								
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		令和5年12月21日								
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会		"								
特定非営利活動法人ラ・ファミリエ		"								
愛媛県森林組合連合会		"								
<p>(監査委員の除斥)</p> <p>瀬戸内運輸株式会社、学校法人河原学園に係る監査の実施について、地方自治法第199条の2の規定により、高田健司監査委員を除斥した。</p> <p>(監査の基準)</p> <p>愛媛県監査委員監査基準(令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号)に準拠し実施した。</p> <p>(監査の種類)</p> <p>地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査</p> <p>(監査の着眼点)</p> <p>監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。</p> <p>(監査の実施内容)</p> <p>令和4年度における財政的援助等に係る出納その他の事務について、上記23団体に対して監査を実施した。</p> <p>(監査の結果)</p> <p>令和4年度において実施された上記団体に対する次の補助金等に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。</p>										
事 業 主 体	補助金等の 名	補助対象事業等	補 助 対 象 事 業 費 等	補助金額等						
学校法人 東 雲 学 園	令和4年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	松山東雲高等学 校の運営費	204, 349,564円	101, 688,974円						
"	"	松山東雲中学校 の運営費	73, 344,759円	40, 299,384円						
"	"	松山東雲短期大 学附属幼稚園の 運営費	41, 450,747円	35, 969,000円						

株式会社 さんえい	令和4年度 造林事業補 助金	森林環境保全直 接支援事業	142, 774,020円	57, 109,608円	松 山 市	令和4年度 えひめの未 来チャレン ジ支援事業 費補助金	坊っちゃんスタ ジアム魅力向上 事業	3, 904,450円	1, 952,000円
瀬戸内運輸株式 会社	令和4年度 愛媛県バス 運行対策費 補助金	生活バス路線の 運航欠損及び車 両の減価償却費 等	129, 585,000円	64, 791,000円	"	"	坂の上の雲ミュ ージアム閉館15 周年記念事業	3, 132,700円	1, 566,000円
愛媛・韓国経済 観光交流推進協 議会	令和4年度 愛媛・韓国 経済観光交 流推進協議 会負担金	松山 - ソウル定 期航空路線の安 定運航を図るた めの事業	32, 794,563円	20, 496,000円	"	令和4年度 不妊治療助 成事業費補 助金	不妊治療助成事 業	50, 126,924円	25, 063,000円
学校法人 河原学園	令和4年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	愛光幼稚舎の運 営費	238, 235,604円	77, 315,000円	"	令和4年度 担い手総合 支援事業費 補助金	支援事業	7, 904,938円	2, 619,000円
"	令和4年度 看護師等養 成所運営費 補助金	河原医療大学の 看護師等養成 所運営費	83, 643,132円	16, 854,000円	"	"	機械施設整備事 業	74, 285,590円	22, 933,000円
"	令和4年度 私立専門学 校授業料等 減免事業費 補助金	河原電子ビジネ ス専門学校の授 業料等減免措置	46, 886,500円	46, 886,500円	"	令和4年度 有害鳥獣総 合捕獲事業 費補助金	有害鳥獣を捕獲 した者に対する 奨励金の交付	56, 224,200円	11, 094,000円
"	"	河原医療福祉専 門学校の授業料 等減免措置	50, 678,500円	50, 678,500円	"	令和4年度 傾斜園地作 業効率化モ デル整備事 業費補助金	生産性の高いモ デル園地を整備 するための土 工、擁壁工、水 路工等	8, 551,044円	3, 885,400円
"	"	河原医療大学の 授業料等減免 措置	53, 863,100円	53, 863,100円	松 前 町	令和4年度 えひめの未 来チャレン ジ支援事業 費補助金	松前町教育行政 DX推進事業	3, 850,000円	1, 925,000円
"	"	大原簿記公務員 専門学校愛媛校 の授業料等減免 措置	26, 770,900円	26, 770,900円	"	"	芽吹きと実りの はだか麦プロジ ェクト事業	2, 074,604円	1, 037,000円
"	"	河原デザイン・ アート専門学 校の授業料等減 免措置	39, 952,600円	39, 952,600円	"	令和4年度 担い手総合 支援事業費 補助金	機械施設整備事 業	33, 112,750円	10, 973,000円
"	"	河原外語観光・ 製菓専門学校の 授業料等減免措 置	28, 974,200円	28, 974,200円	公立大学法人 愛媛県立医療技 術大学	令和4年度 公立大学法 人愛媛県立 医療技術大 学運営費交 付金	愛媛県立医療技 術大学の運営費	722, 146,750円	722, 146,750円
"	"	河原ビューティ ーモード専門学 校の授業料等減 免措置	26, 358,400円	26, 358,400円	公益財団法人 えひめ産業振興 財団	令和4年度 創業・経営 基盤強化総 合支援事業 費補助金	創業・経営基盤 強化支援体制の 構築	44, 970,658円	44, 603,000円
"	"	河原アイベツト ワールド専門学 校の授業料等減 免措置	21, 155,700円	21, 155,700円	"	令和4年度 県内大学・ IT企業協 働型デジタル 人材育成 事業費補助 金	大学生等のデジ タルリテラシー の向上と地元IT 企業への理解 促進	1, 532,861円	1, 532,861円
"	"	河原医療大学校 新居浜校の授業 料等減免措置	9, 017,000円	9, 017,000円	"	令和4年度 下請企業振 興事業費補 助金	県内下請中小企 業の支援	17, 468,387円	17, 468,387円
西 条 市	令和4年度 えひめの未 来チャレン ジ支援事業 費補助金	ごみ処理広域化 推進事業	5, 280,000円	2, 640,000円	"	令和4年度 農商工連携 新商品開発 事業費補助 金	農林漁業者と中 小企業者が連携 した新商品開発 の支援	5, 159,008円	2, 579,504円
"	令和4年度 担い手総合 支援事業費 補助金	支援事業、機械 施設整備事業	16, 222,035円	5, 771,000円	公益財団法人 えひめ農林漁業 振興機構	令和4年度 農地中間管 理事業等推 進費補助金	農地中間管理機 構の運営費	53, 023,000円	53, 023,000円
"	令和4年度 ひめの凍生 産・集荷強 化支援事業 費補助金	ひめの凍生産・ 集荷強化支援事 業	129, 500,000円	37, 540,000円	"	令和4年度 新規就農促 進対策事業 費補助金	新規就農促進対 策（相談窓口運 営、人材育成、 就農促進事業 等）	7, 693,000円	7, 693,000円
"	令和4年度 水田農業競 争力強化支 援事業費補 助金	水田農業産地強 靱化支援事業	38, 613,356円	12, 694,000円					

"	令和4年度 森林整備担 い手確保育 成対策事業 費補助金	支援センター運 営費	5,800,000円	3,000,000円
"	令和4年度 新規参入事 業者等生産 性向上支援 事業費補助 金	林業事業体の生 産性向上、林業 労働力の確保及 び定着	51,335,180円	17,080,000円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉 協議会	令和4年度 日常生活自 立支援事業 費補助金	認知症高齢者等 の自立支援	43,872,278円	41,409,000円
"	令和4年度 愛媛県生活 福祉資金貸 付事業費補 助金	低所得者等世帯 に対する資金貸 付、緊急小口資 金貸付（コロナ 特例貸付）	1,022,466,761円	851,954,000円
"	令和4年度 愛媛県保育 士修学資金 貸付等事業 費補助金	保育士資格の新 規取得者の確 保、有資格者の 再就職支援	42,586,000円	42,586,000円
"	令和4年度 明るい長寿 社会づくり 推進機構運 営費補助金	機構運営費等	16,569,447円	15,118,000円
特定非営利活動 法人 ラ・ファミリエ	令和4年度 「三浦保」 愛基金社会 福祉分野公 募事業費補 助金	社会福祉団体や ボランティアグ ループの社会福 祉活動に要する 経費	300,000円	300,000円
愛媛県森林組合 連合会	令和4年度 原木乾しい たけ等生産 促進支援事 業費補助金	生産・加工施設 整備、営業活動 経費	16,966,830円	15,830,600円
"	令和4年度 意欲と能力 のある林業 経営者デジ タル化支援 事業費補助 金	システム整備に 要する経費	2,545,000円	1,272,000円
"	令和4年度 林地残材資 源化促進事 業費補助金	林地残材の搬出 利用経費	14,000,000円	14,000,000円
"	令和4年度 造林事業補 助金	森林環境保全直 接支援事業	53,091,010円	21,236,404円

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
公立大学法人 愛媛県立医療技術 大学	設立 平成22年4月1日 基本金額 2,206,179,000円 県出捐額 2,206,179,000円	令和5年12月19日
公益財団法人 えひめ産業振興財 団	設立 昭和61年11月1日 基本金額 2,029,337,000円 県出捐額 640,000,000円	"
愛媛県土地開発公 社	設立 昭和48年6月1日 基本金額 30,000,000円 県出捐額 30,000,000円	"
公益財団法人 愛媛県暴力追放推 進センター	設立 平成4年4月24日 基本金額 600,000,000円 県出捐額 300,000,000円	"
公益財団法人 松山観光コンベン ション協会	設立 平成3年1月10日 基本金額 521,000,000円 県出捐額 150,000,000円	令和5年12月21日
公益財団法人 えひめ農林漁業振 興機構	設立 昭和46年9月8日 基本金額 15,000,000円 県出捐額 10,650,000円	"
公益財団法人 えひめ海づくり基 金	設立 昭和61年12月12日 基本金額 2,632,200,000円 県出捐額 785,000,000円	"

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月1日

愛媛県監査委員 高 橋 正 浩
同 大 西 誠
同 高 田 健 司
同 松 下 行 吉

（監査の基準）

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

（監査の種類）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

（監査の着眼点）

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

（監査の実施内容）

令和4年度における財政的援助等に係る出納その他の事務について、上記7団体に対して監査を実施した。

（監査の結果）

令和4年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月1日

愛媛県監査委員 高橋正浩
同 大西誠
同 高田健司
同 松下行吉

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Rows include 公益財団法人えひめ産業振興財団, 株式会社ウイン, 愛媛県営住宅管理グループ, 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会, 特定非営利活動法人ラ・ファミリエ, 愛媛県森林組合連合会.

(監査の基準)

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

(監査の種類)

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

(監査の着眼点)

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

(監査の実施内容)

令和4年度における財政的援助等に係る出納その他の事務について、上記6団体に対して監査を実施した。

(監査の結果)

令和4年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

Table with 3 columns: 公の施設管理委託団体, 公の施設の名称, 委託金額. Rows include 公益財団法人えひめ産業振興財団, 株式会社ウイン, 愛媛県営住宅管理グループ, 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会, 特定非営利活動法人ラ・ファミリエ, 愛媛県森林組合連合会.

○公表第4号

令和5年12月26日付けで提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

令和6年3月1日

愛媛県監査委員 高橋正浩
同 高田健司

決 定 書

請求人 松山市 松本好司様

令和5年12月26日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書」について、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件請求のうち、再発防止措置を求める部分及び令和3年度に交付した政務活動費の返還を求める部分を却下する。
2 その余の請求は、これを棄却する。

第1 請求の内容

請求人から令和5年12月26日付けで提出された愛媛県職員措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

1 請求する措置

愛媛県議会議員黒川理恵子（以下「黒川議員」という。）は、西条市倫理法人会の会費を政務活動費（会議費）に計上して会計処理を行っている。愛媛県のホームページで確認できる範囲として、令和3年度及び令和4年度の2年間、公金（国民の税金）から会費を支出していることを確認した。不当な請求に対し、愛媛県知事が支出を行っていることから、黒川議員に政務活動費として交付された当該2年間の会費を調査し、知事に対し、不当に支払った額を黒川議員に返還させるよう命じること及び再発防止の措置を講じさせることを求める。

2 請求の理由

一般社団法人倫理研究所（支部単会名：西条市倫理法人会）の会費は、会員企業や個人事業主などの経営者向けの自己啓発セミナーを受けることができる権利を得るためのものである。

黒川議員は、個人の自己啓発セミナー参加の会費を公金で支払うための請求行為を繰り返しており、不当請求に対して公費を支払うことは不当行為である。

不当とする根拠は次のとおり。

- (1) 個人の自己啓発セミナーであると補足する理由として、倫理法人会の会費の会計処理は、一般企業においては、教育費又は福利厚生費の科目で会計処理をされているものである。資質向上を目的とした教育費や、福利厚生費の科目の内容を政務活動費で支払うことは不適切である。
(2) 愛媛県の政務活動費の事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）の会議費において、会議項目別の充当の考え方の(5)会

議費の記載において、会議費は「資質向上を目的とした研修費とは異なり」と記載されているので、会議費に該当しないことは明らかである。

- (3) マニュアルで会議費としての定義は、「1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費」「2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が対象であると定められている。意見交換会が目的でもない自己啓発セミナーの会費は、政務活動費の会議費の対象外である。
- (4) マニュアルの会費において、個人の立場で加入している団体などに対する会費等は、政務活動費の充当が不適当な会費と記載されており、個人の教育を目的とする会費は政務活動の会費としても認められない。
- (5) マニュアルの会費において、「年会費や月会費等の政務活動費からの支出については、その団体の活動内容や実態を十分勘案の上、その可否を判断すること。」と活動内容や実態の精査が求められている。一般社団法人倫理研究所の会においては、政治に関する活動は一切の禁止事項であり、政治に関する内容が禁止されている会の会費は政務活動に該当しない。

3 請求する措置の内容

- (1) 支払った公費の返還措置（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める損害を補填するために必要な措置）

全ての事業者、個人が自費で会費を払っている自己啓発セミナーの会費を県に請求している行為は一般人の常識を逸脱しており、その問題に気がつかず不当な公金支出を繰り返している。不当な公金支出は税金を納付する立場の県民として容認できない行為である。会費120,000円（年額）を調査し、過去に遡って支払った公金の返還を命じることを求める。

- (2) 再発防止措置（法第242条に定める怠る事実を改める措置）

ア 請求明細書や、それに該当する支払経費の概要が分かる内容書類を添付して確認しなければ、正当な支払行為かを判断することができないのが会計処理並びに会計監査である。議員が支払った事実（領収書、ATM振込明細書）だけで、県費の支払会計処理が行われていることが慣例化していなかったか。支払請求明細書や、それに該当する支払経費の概要が分かる内容書類を添付して確認の上、公費の支払を行うように再発防止措置を求める。

イ 議員からの申告に対して、公費として支払う理由の説明について、議員に対して書面で回答を求めることができる権利を県職員が有していたのかなども含めて、再発防止の措置を求める。

ウ 議員の政務活動費に対する認識不足から発生する問題が原点であることから、マニュアルに基づくチェックシートを県職員が作成し、議員が政務活動報告書に誓約書として添付し提出するような事務規程の改善による「怠る事実の防止」の措置を求める。

エ 愛媛県ではホームページ上で「政務活動費に係る収入及び支出の報告書」を令和3年から公開しており、透明性のある行政になってきたと理解している。その上で、報告書の備考欄（主たる経費の内訳）だけでは、公費が正当に支払われている内容であるかを一般県民が確認することができない。支払った明細単位までをホームページで公開するか、支払明細までの会計監査を監査委員が毎年度行うか、どちらかの措置を講じることを求める。

4 監査項目の内容

上記2項の事項に照らし合わせて監査を実施して、是正措置を実施することを求める。

法第242条に基づいた監査要求項目は以下のとおり。

- (1) 法第242条【不当な公金の支出】に対する監査項目

ア 自己啓発セミナー参加の会費を公金（国民の税金）で払う理由の正当性を監査

企業の会計処理、マニュアルからも逸脱した内容

イ 政治に関する活動、政治に関する内容が禁止である会の会費を政務活動費に含むかの監査

政治活動の行為禁止が定められた会の会費を県費で払って政務活動として認める理由

ウ 公金支出した金額に対するセミナー参加の活動実態監査（参加実態の証拠物回収）

年間約全体48回開催される自己啓発セミナー代120,000円/年に対して、参加を証明できる回数、政務活動であると証明できる参加回数の定量的な調査

- (2) 法第242条に定める【怠る事実を改める】ための監査項目

支払事実の添付（領収書、ATM振込明細書のみ）と、議員から提出される政務活動費の報告書をうのみにした支払行為が慣例化していないか。

5 令和3年度の行為について1年を経過した後に請求がなされた理由

当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求をすることができないと定められているが、天災等で住民監査請求が出来ない場合はこの限りではない。

今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づき、令和3年4月14日から人の移動や外出の自粛が愛媛県知事から県民に求められていた。住民監査請求を行うために必要な愛媛県庁（人が集まる公共機関）への外出自粛も含まれて県民に求められていた。その後、令和5年5月8日になって、新型コロナウイルスの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の分類が「5類感染症」に変更となり、個人の選択を尊重した自主的な取組をベースに変わった。（厚生労働省説明文）

このように法的根拠に基づき行政から外出自粛の要請が行われていた期間であることから天変地異等に該当するので、外出自粛解除の令和5年5月8日から1年未満の監査請求であると計算して、令和3年度分の監査請求を求める。

注1 「1 請求する措置」については、請求の趣旨を損なわない範囲で整理し直した。

2 「2 請求の理由」「3 請求する措置の内容」「4 監査項目の内容」「5 令和3年度の行為について1年を経過した後に請求がなされた理由」については、明らかな誤字脱字を除いて原則原文のまま記載した。

第2 監査の実施

本件請求は、令和5年12月26日にこれを受け付けた後、令和6年1月19日に補正書が提出され、これらを要件審査した結果、法第242条に定める要件について、一部を除き具備していると認め、同月25日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 監査委員の除斥

監査委員のうち愛媛県議会議員のうちから選任された委員については、法第199条の2の規定により、本件請求に係る監査の実施から除斥された。なお、該当する委員は、大西誠委員及び松下行吉委員である。

2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和6年2月1日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 監査実施日

令和6年2月2日から13日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

4 監査対象機関

愛媛県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を対象に監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）が制定され、条例の規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(7) 交付の対象（条例第2条）

愛媛県議会議員の職にある者

(イ) 政務活動費の額（条例第3条）

月額33万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(7) 議員の通知（条例第4条）

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

(イ) 交付の決定（条例第5条）

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

(ウ) 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

(ニ) 収支報告書（条例第8条）

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(オ) 議長の調査（条例第9条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(カ) 政務活動費の返還（条例第10条）

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政

務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(6) 収支報告書等の保存（条例第11条）

議員から提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(7) 収支報告書等の閲覧（条例第12条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例別表）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等（他の議員等と共同して開催するものを含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察によるものを含む。）、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめたマニュアルを作成し、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のため、令和4年1月に一部を改正している。マニュアルの主な記載内容は次のとおりである。

(7) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額並びに交付の方法

(イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費）ごとの使途基準（内容及び具体例）

(ウ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、按分に当たっての指針及び項目別の充当の考え方（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費（備品等）、人件費及び政務活動費の充当が不適当な経費（参考事例））

(エ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載、支払証明書及び会計帳簿等の整理保管並びに証拠書類の四半期ごとの事前確認

(オ) 資料集

法（抜粋）、公職選挙法（抜粋）、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（記載例）、規程並びに事業実績報告書（記載例）

(カ) 参考様式集

(3) 政務活動費の支出等の状況

令和4年度における黒川議員の政務活動費の支出の状況は、次のとおりであった。

（単位：円）

交付額	支出金額	残余額
3,960,000	3,960,000	0

2 結果

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、議員の政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

また、令和4年1月には、年会費・月会費に充当する場合は、支出先団体の基本情報を記した記録簿の添付を義務付けるなど、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のための改正を行っている。

もちろん、マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできない。

しかしながら、マニュアルは、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の手続を進める際の参考として議長が作成したものであり、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書を基に、まず、それがマニュアルの定めにも適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性及び自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の合理的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、その支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の不当な支出として示されたもの等について、次のとおり判断する。

(2) 西条市倫理法人会の令和4年度の会費

請求人は、会議費として支出した西条市倫理法人会の会費は、自己啓発セミナーへ参加するためのものであり、資質向上を目的とした経費に政務活動費を充当することは不適切であること、マニュアルに示された項目別の充当の考え方によれば当該会費は会議費の対象外であること、マニュアルに示された会費の充当の考え方では個人の立場で加入している団体等に対する会費への充当も認められていないこと、同会は政治に関する活動は一切の禁止事項とされていることから当該支出は不当であると主張している。

これに対し、議会事務局から、次のとおり説明があった。

議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）は、県政全般に及び、その調査研究の対象や方法も広範かつ多岐にわたるものと考えられ、政務活動の手段、方法又は内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきものであることから、いかなる内容の政務活動を行うかは、議員の合理的判断に委ねられるべきものである。

条例は、第7条及び別表により政務活動費を充てることができる経費の範囲及び使途基準を定めている。そして、こうした政務活動費を具体的に充てることができる経費の範囲や充当方法については、マニュアルで詳細を規定しており、それによれば、社会通念上妥当な範囲の額であれば、実際に要した経費を充当することを原則としている。

したがって、議員が政務活動のために支出した経費が使途基準等に適合するとの当該議員の合理的判断があり、当該活動の外観や、当該支出の客観的な目的、性質等に照らして、その判断について首肯し得るものと推認できる程度の合理性が認められる場合には、当該活動に支出した経費について、議員の請求に基づき、政務活動費を充当できる。

マニュアルでは、議員が年会費・月会費へ充当する場合は、政務活動との関連を示す「団体概要等記録簿」を添付することとなっている。

黒川議員は、「団体概要等記録簿」において、議員の政務活動との関係を「市内の事業者から聴き取りが出来、事業者の状況調査になり、事業者支援の政策の立案の参考にしている。」と説明しており、政務活動費の使途基準に沿った経費であることから、適切なものと認められる。

また、議員が団体に所属する目的によって、計上すべき経費区分は異なり、その目的が他の会員との交流を通じた当該団体の活動分野に関する最新情報の収集や意見交換である場合は、会議費のうち団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に該当する。

上記議会事務局の説明を踏まえて次のように判断した。

一般社団法人倫理研究所のホームページによると、倫理法人会は、「企業に倫理を、職場に心を、家庭に愛を」をスローガンに、全国7万社の会員企業が純粋倫理に根ざした「倫理経営」を学び、実践し、その輪を広げる活動に取り組んでいるとされている。また、全都道府県や市・区単位において倫理法人会が設立されており、県内では、愛媛県倫理法人会のほか、西条市倫理法人会を含め18の単会が設立されている。

西条市倫理法人会のホームページによると、その活動内容は、モーニングセミナー、奉仕清掃、ナイトセミナー、会員研修、倫理経営講演会、100名モーニングセミナー、その他、会員間の交流を図る単会独自の事業等となっており、モーニングセミナーのスケジュールでは、企業経営者、団体の代表、行政関係者など、様々な分野の講師による講演が行われていることが確認できる。

黒川議員が団体概要等記録簿に記載している政務活動との関係については、市内の事業者からの聴き取りを通じて状況調査を行い、事業者支援の政策立案の参考にすることとなっており、同会へ加入し、活動に参加することにより、様々な分野の講演や他の会員との交流を通じた情報収集や意見交換等が可能になると考えられることから、同会への会費の支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くとまでは言えない。

また、マニュアルでは年会費・月会費について「年会費や月会費等の政務活動費からの支出については、その団体の活動内容や実態を十分勘案の上、その可否を判断すること。」とされており、議会事務局では政務活動費の使途基準に沿った経費と認め、その支出は適切と判断している。

請求人は、個人の立場で加入している団体等に対する会費について、マニュアルにおいて政務活動費の充当が不適当な会費とされていると主張するが、議会事務局において、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務活動との間に合理的関連性を有しているかという基準に基づいて審査の上、充当が認められている。

これらのことを勘案すると、西条市倫理法人会の会費への政務活動費の充当が不当であるという請求人の主張には理由がない。

(3) 再発防止措置に関する請求について

請求人は、上記第1の3の(2)に記載する再発防止措置に関しても請求を行っている。これらについては、令和6年1月12日付け5監査第594号愛媛県職員措置請求書の補正について（通知）により、令和5年12月26日付けで提出された請求書に対する補正を求めたことに対し、令和6年1月19日付けで請求人から提出された愛媛県職員措置請求書【補正書】において、新たに請求されたものである。

当該内容は、請求人が「怠る事実を改める措置」と記載しているとおり、法第242条第1項の規定による違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）を改め、請求人が不当と主張する支出の再発を防止するために必要な措置を求めるものと解される。

怠る事実については、公金の賦課若しくは徴収を怠る事実又は財産の管理を怠る事実とされているところ、請求人が求める措置の対象はこのいずれの事実にも該当しないことから、法に規定する要件を欠いている。

なお、仮に措置請求の対象を、請求人が主張する不当な公金の支出とした場合においても、再発防止措置を行うことにより、既に行われた当該支出が是正されることはないことから、請求の対象とは認められない。

(4) 法第242条第2項に定める請求期間の経過について

請求人は、令和3年度の支出に関し、当該行為のあった日から1年を経過して請求を行った理由として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、愛媛県知事が県民に対して行った、令和3年4月14日から新型コロナウイルスの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが5類に移行するまでの間の外出自粛要請により、要請期間中は住民監査請求を行うために必要な愛媛県庁への外出についても自粛が求められていたことを挙げている。

このことについては、知事からの外出自粛についての協力依頼や要請は令和5年3月19日をもって終了しており、その後、当該行為のあった日から1年を経過するまでの間に一定の期間があったこと、また、今回請求人から提出された資料は愛媛県議会のホームページで公開され入手も可能であり、郵送での住民監査請求も認められていることを踏まえれば法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由とは認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件請求のうち、上記第1の3の(2)に記載する再発防止措置については法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠いていること、また、請求人が不当であると主張する令和3年度の政務活動費の支出に関しては法第242条第2項に定める請求期間を経過していることから、不適法な請求であると判断する。また、本件請求のうち令和4年度の政務活動費の支出に関しては、条例、規程及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が黒川議員に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第5 意見

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

また、平成24年の法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、使途の範囲が拡大されるとともに、議長にその使途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

こうした中、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生し、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住

民監査請求や住民訴訟が数多くなされ、近隣県においても一部違法な支出と認定する判決が出されるなど、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に向けて、これまで以上に努力することが求められている。

愛媛県議会においては、令和3年6月29日付け監査公表第7号で付した意見等を踏まえ、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のため、令和4年1月にマニュアルの一部を改正しており、その取組は評価するところであるが、今後とも、より適切な項目を選択して政務活動費を充当するなど、県民に誤解を生じさせないように運用するとともに、同制度を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、不断の見直しに努められたい。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

令和6年度愛媛県職員採用候補者(上級)〔アピール型〕試験公告

令和6年3月1日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	30人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
総合土木	5人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
建築	3人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和7年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

本試験申込後は、自己アピール試験又は専門性アピール試験の登録(提出)がない場合も上級試験のその他の試験区分及び民間企業等経験者試験への申込みはできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区分	試験日程	試験会場	合格発表	備考
第1次試験	基礎能力検査 (SCOA)	全国47都道府県にあるテストセンターのうち受検者が選択する会場	5月上旬	基礎能力検査及び性格検査の受検に必要なIDは、受験申込受付締切後、3月27日(水)までにお知らせします。
	性格検査 (SPI3)			
	自己アピール試験	受付期間(3月4日(月)~3月25日(月))内に登録(提出)	5月上旬	
特定資格等加点	別表「特定資格等加点の申請について」を参照			
総合土木、建築	専門性アピール試験			専門性アピール内容による書類選考です。

第2次試験	5月下旬に松山市内で実施予定です。	6月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
-------	-------------------	------	---------------------

第1次試験の基礎能力検査（SCOA）（以下「SCOA」という。）の申込者数の状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受検日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及び性格検査（SPI3）（以下「SPI3」という。）の受検会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

おって、第1次試験の合格発表の日時は、3月27日（水）までに、愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

(1) 行政事務

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区 分	試験・検査種目等	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	基礎能力検査（SCOA）	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査を行います。
	性格検査（SPI3）		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	自己アピール試験	30点	自らの経験や意欲等について、受付期間内に登録（提出）された自己アピール内容により審査します。
	特定資格等加点	9点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します（詳細は別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。
第2次試験	口 述 試 験	310点	人物について総合的に評定するため、個別面接、集団面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適 性 検 査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 自己アピール試験は、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「自己アピール試験入力フォーム」から、受付期間内に登録（提出）してください（一旦登録（提出）された自己アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

ウ 受付期間内に自己アピール試験の登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SCOA及びSPI3の受検はできません。

エ 自己アピール試験及び特定資格等加点の申請に係る登録（提出）内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

オ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

なお、SCOAが一定の基準に達しない場合には、自己アピール試験の採点は行いません。

カ 自己アピール試験の登録内容及びSPI3の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。

キ 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

ク 前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を採用サイトに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(2) 総合土木、建築

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	基礎能力検査（SCOA）	30点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査を行います。
	性格検査（SPI3）		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	専門性アピール試験	40点	必要な専門的知識及び技能について、受付期間内に登録（提出）された専門性アピール内容により審査します。

第2次試験	口 述 試 験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 試 験	70点	初めに受験者からこれまで培ってきた専門性についてプレゼンテーション（5分程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適 性 検 査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 専門性アピール試験は、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「専門性アピール試験入力フォーム」から、受付期間内に登録（提出）してください（一旦登録（提出）された専門性アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

ウ 受付期間内に専門性アピール試験の登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SCOA及びSPI3の受検はできません。

エ 専門性アピール試験の登録（提出）内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

オ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

なお、SCOAが一定の基準に達しない場合には、専門性アピール試験の採点は行いません。

カ 専門性アピール試験の登録内容及びSPI3の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。

キ プレゼンテーション試験は、専門性アピール試験の内容を基に、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの手紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、12部持参してください。

ク 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

ケ 前年度に出題した作文試験の課題を採用サイトに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、採用サイトからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和6年3月4日（月）午前8時30分から3月25日（月）午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号、SCOA及びSPI3受検IDの通知並びに受験票の交付

(1) 本試験の受験番号、SCOA及びSPI3の受検に必要な各IDは、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAについては受信確認後速やかに受検日時・会場の予約を行っていただくとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。3月27日（水）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせください。

(2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、行政事務は名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間、総合土木及び建築は名簿に記載された日（合格通知書に記載）から3年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採

用されるとは限りません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
行政事務、総合土木、建築	行政職給料表1級29号給 203,553円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験・検査種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験・検査種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については、平成31年4月1日から申込日までに取得したものに限り。）について、基準を満たした者に加点します。なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出					
語学	英語		600以上	3点加点	
		TOEIC Listening & Reading Test (公開テスト)	730以上	6点加点	
			65以上	3点加点	
		TOEFL iBTテスト	85以上	6点加点	
			5.5以上	3点加点	
		IELTS	6.5以上	6点加点	
			準1級以上	6点加点	
		中国語	中国語検定試験	2級以上	3点加点
			中国語コミュニケーション能力検定	550点以上	3点加点
		漢語水平考試 (HSK)	筆記5級180点以上	3点加点	
			筆記6級180点以上		
口試(高級)60点以上					

	韓国語	韓国語能力試験 (TOPIK)	4級以上	3点加算
		ハングル能力検定試験	準2級以上	3点加算
デジタル技術の活用加速化				
情報系資格		基本情報技術者		3点加算
		応用情報技術者		6点加算
		ITストラテジスト		9点加算
		システムアーキテクト		9点加算
		プロジェクトマネージャ		9点加算
		ネットワークスペシャリスト		9点加算
		データベーススペシャリスト		9点加算
		エンベデッドシステムスペシャリスト		9点加算
		ITサービスマネージャ		9点加算
		システム監査技術者		9点加算
		情報処理安全確保支援士		9点加算

2 証明書類

氏名、資格・試験等の名称及び取得年月日が確認できるもので、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限る。

3 申請方法

受験申込時に**特定資格等加算を申請する旨**を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「**特定資格等加算申請フォーム**」から、**必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録（提出）**してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録（提出）された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加算しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加算基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加算を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の登録（提出）がない場合
- (5) 登録（提出）された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

○愛媛県人事委員会公告第2号

令和6年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験公告

令和6年3月1日

愛媛県人事委員会

愛媛県警察本部

愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁（東京都）（男性の試験区分に限る。）又は大阪府の警察官になるみちがあります。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用都府県	採用予定人員	職務内容
男性	大学卒	愛媛県	62人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警視庁（東京都）	3人程度	
		大阪府	1人程度	
女性	大学卒	愛媛県	11人程度	
		大阪府	1人程度	

受験申込みににおいて、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください**。ただし、愛媛県の第1次試験に合格した場合は、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込後に志望する都府を変更することはできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) **平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者**で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）

若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和7年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁（東京都）を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「平成2年4月2日から平成15年4月1日まで」、大阪府を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「平成3年4月2日から平成19年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、他の都府を第2志望とすることはできません。また、大学等に相当するものについては、他の都府によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府に直接問い合わせてください。

本試験と令和6年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験等の内容																				
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間30分）。																				
	体力試験（愛媛県のみ）	20点	<p>職務遂行に必要な体力について、試験を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上	35回以上
	種目	基準																					
		男性	女性																				
反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間																					
握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）																					
上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																					
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																					
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																					
特定資格等加点（愛媛県のみ）	5点	<p>職務遂行に有用と認められる次の特定資格等（語学については、平成31年4月1日以降に取得したものに限り。）について、基準を満たしている場合は加点します（証明書類及び申請方法については、別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。</p> <p>なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">武道</td> <td>柔道 初段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>空手道 初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">語学</td> <td>英語 TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBTテスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上</td> </tr> <tr> <td>中国語 中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上</td> </tr> <tr> <td>韓国語 韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上</td> </tr> <tr> <td>ベトナム語 実用ベトナム語技能検定試験：4級以上</td> </tr> <tr> <td>情報処理</td> <td>基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士</td> </tr> <tr> <td>財務簿記</td> <td>日商簿記検定試験：2級以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	武道	柔道 初段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	空手道 初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等	語学	英語 TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBTテスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上	中国語 中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上	韓国語 韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上	ベトナム語 実用ベトナム語技能検定試験：4級以上	情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士	財務簿記	日商簿記検定試験：2級以上				
項目	基準																						
武道	柔道 初段以上（講道館認定の段位に限る。）																						
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																						
	空手道 初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）																						
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等																						
語学	英語 TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBTテスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上																						
	中国語 中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上																						
	韓国語 韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上																						
	ベトナム語 実用ベトナム語技能検定試験：4級以上																						
情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士																						
財務簿記	日商簿記検定試験：2級以上																						
身体検査・身体精密検査	-	<p>職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>弁色力</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。	聴力	職務遂行に支障がないこと。	弁色力	職務遂行に支障がないこと。													
項目	基準																						
視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。																						
聴力	職務遂行に支障がないこと。																						
弁色力	職務遂行に支障がないこと。																						

			その他 職務遂行に支障のない身体的状態であること。 基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。併発力について、検査の結果によっては、医療機関において再検査を行った上で判定します。
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。検査の結果によっては、医療機関において再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、**体力試験及び身体検査（身体精密検査を含む。）**（以下「身体検査等」という。）に適した服装で来てください。

教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	令和6年5月11日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。）	体力試験 身体検査等	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	5月下旬 合格発表日は第1次試験当日にお知らせします。
	令和6年5月12日（日） 午前9時から正午まで 〔受付時間：午前8時～午前8時45分〕 遅刻した場合は受験できません。〕	教養試験		
第2次試験	6月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			6月下旬

体力試験及び身体検査等の受付時間は、受験票に記載します（「6 受験票の交付」参照）。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を採用サイトに掲載します。

愛媛県以外の都府については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和6年3月27日（水）午前8時30分から4月22日（月）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、4月15日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行って

てください。)

なお、使用される機器や通信回線上的障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。5月2日(木)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
なお、令和6年9月末日までに大学等を卒業した者又は卒業する見込みの者については、欠員の状況に応じて、本人の意向を確認した上で、令和6年10月1日に採用される場合があります。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
また、名簿に記載されても、令和7年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。
愛媛県以外の都府については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級23号給(現行給料月額229,299円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)の写しと返信用封筒(定形、縦14cm~23.5cm×横9cm~12cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円(簡易書留相当分)を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日は受付できません。)

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都府の試験結果の開示については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

特定資格等加点証明書類 提出先 開示請求先・問合せ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 089-912-2826 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能 愛媛県職員採用情報サイト https://recruit.pref.ehime.jp
開示請求先 問合せ先 (任命権者選考のみ)	愛媛県警察本部 警務課 採用係 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2622・2623・2624・2625
愛媛県以外の都府に 関する問合せ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372
	大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
武道	柔道	<p>受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」(以下「申請フォーム」という。)から必要事項を登録し、「証明書類」を簡易書留による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください(登録(提出)期限:令和6年4月22日(月)午後5時15分(必着))。</p> <p>申請フォームの登録と証明書類の提出が両方とも必要です。 「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります(この場合、第1次試験(1日目)当日の本人の受付終了時までには証明書類の原本を提示し、又は追加書類を提出してください。)</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備がある場合 (2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。) (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合(申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。) (4) 受付期間内に申請フォームの登録又は証明書類の提出がない場合(証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合を含む。)</p>
	剣道	
	空手道	
スポーツ歴	<p>出身校による全国大会参加証明書(原本) 上記の証明書類の提出を原則としますが、これを用意できない場合は、次の(1)、(2)の両方が証明できる書類を提出してください。</p> <p>(1) 地区予選を経た全国大会であること。 (2) 地区予選を経て、全国大会に選手として出場したこと。 (2)は氏名、大会の名称及び開催年月が明記されたものであること。 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする(監督、コーチ、マネージャー等は除く。)</p>	
語学	英語	<p>主催者が発行する合格証書、合格証明書、Official Score Report等の写し 氏名、資格・試験等の名称及び取得年月日が明記されたものであること。</p>
	中国語	
	韓国語	
	ベトナム語	
情報処理		
財務簿記		